

## 函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）に基づく認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定，変更の届出および報告の徴収等について，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号），函館市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年函館市条例第7号。以下「条例」という。）および函館市就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成27年函館市規則第28号。以下「施行細則」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めることを目的とする。

### (教育および保育の内容に関する基準)

第2条 条例第7条第2項の市長が別に定める事項は，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）第五の一から六までに定めるとおりとする。

### (職員の資質の向上等)

第3条 条例第8条の市長が別に定める事項は，告示第六の一から五までに定めるとおりとする。

### (子育て支援)

第4条 条例第9条の市長が別に定める事項は，告示第七の一から三までに定めるとおりとする。

### (認定の申請)

第5条 認定こども園法第4条第1項の条例で定める要件に適合してい

ることを証する書類として同項の申請書に添付する書類は、別表に定めるとおりとする。

- 2 市長は、認定こども園法第4条第1項の申請書の提出があった場合において、認定こども園法第3条第8項の規定に基づき認定するときは認定こども園認定通知書（別記第1号様式）により、認定しないときは認定こども園不認定通知書（別記第2号様式）により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

（認定の辞退）

第6条 認定こども園の認定の辞退（当該施設における認定こども園としての運営を終了し、その後、当該施設において幼稚園、保育所または認可外保育施設としての運営を行うことをいう。以下同じ。）をしようとする者は、相当期間の余裕をもって市長に協議した上で、認定こども園認定辞退届（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（報告の徴収）

第7条 施行細則第5条第1項の市長が別に定める報告書は、認定こども園運営状況報告書（別記第4号様式）とする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、認定こども園の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成18年北海道条例第78号）第6条第2項ただし書、第6条第4項ただし書もしくは第6条第5項ただし書または北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成26年北海道規則第84号）附則第2項から第8項までの規定の適用を受けているものについては、この要綱の施行の日後においても、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

添付書類名	
認定こども園（幼保連携型以外）認定基準確認表	
職員	職員の一覧表
	職員の教員免許状または保育士登録証の写し
	職員雇用通知書の写しまたは雇用契約書の写し
	就業規則
	勤務表
建物等	建物の周辺図，配置図および平面図
	各室面積表
	土地（全敷地・園庭）の実測図
	土地および建物の登記の全部事項証明書
	不動産の賃貸借契約書の写し（貸与を受ける場合のみ）
運営	教育および保育の目標ならびに主な内容
	年間指導計画
	子育て支援事業の実施計画
	耐震診断結果報告（未実施の場合は実施計画）
	防災，防犯等への対応に係る書類（非常災害対策計画，危機管理マニュアル等）
	補償契約書
	職員の研修計画
	園則・運営規程
	食育に関する計画
	外部の栄養士から指導を受ける場合の契約書等の写し
	給食を外部搬入する場合の契約書の写し
	調理業務を委託する場合の契約書の写し
	学校医（嘱託医），学校歯科医（嘱託歯科医）および学校薬剤師との契約書等の写し
	直近の指導監査結果および改善状況報告書
	法人
法人登記の履歴事項全部証明書	
法人代表者の履歴書	
定款または寄附行為	
直近の決算書および予算書	
議事録（認定こども園の認定申請の決定）	
保護者説明会等の記録	

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（申請者名） 様

函館市長

認定こども園認定通知書

年 月 日付で申請のあった認定こども園の認定については、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条の規定に基づき，審査した結果，次のとおり認定こども園として認定したので，通知します。

記

- 1 認定こども園の名称
- 2 所在地
- 3 認定こども園の種類
- 4 認定年月日

別記第2号様式（第5条関係）

年 月 日

（申請者名） 様

函館市長

認定こども園不認定通知書

年 月 日付で申請のあった認定こども園の認定については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条の規定に基づき、審査した結果、次の理由により不認定となりましたので、通知します。

記

- 1 認定こども園の名称
- 2 所在地
- 3 認定こども園の種類
- 4 理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に異議申し立てをすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知っ

た日（前項による異議申し立てをしたときは、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、函館市（訴訟において函館市を代表する者は、函館市長となります。）を被告として、函館地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、処分または決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分または決定の日の翌日から1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第3号様式（第6条関係）

年 月 日

函館市長 様

住所  
届出者 氏名  
電話 局 番

認定こども園認定辞退届

認定こども園の認定を辞退しますので、下記のとおり届出します。

記

- 1 認定こども園の名称
- 2 所在地
- 3 認定こども園の種類
- 4 認定年月日
- 5 辞退しようとする年月日
- 6 辞退する理由
- 7 現に施設を利用している子どもの処遇

別記第4号様式（第7条関係）

認定こども園運営状況報告書

年 月 日

函館市長 様

主たる事務所の所在地  
設置者 法人の名称  
代表者の職氏名

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により，次のとおり報告します。

記

1 認定こども園の 名称		2 認定年月日	年 月 日
3 認定こども園の 所在地等	〒		
	施設電話番号		
	施設FAX番号		
	施設メールアドレス		
運営状況報告書担当者氏名			
4 認定こども園の 長の氏名			
5 教育および保育 の目標ならびに主 な内容（別紙可）			
6 子育て支援事業 （別紙可）	実施事業	実 施 状 況	

7 利 用 料	実費徴収	
	上乗せ徴収	

8 利用定員（人）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
保育を必要としない子ども							
保育を必要とする子ども							
計							
9 報告書を提出する日の前日において保育している子どもの人数（人）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
保育を必要としない子ども							
保育を必要とする子ども							
計							

10 報告書を提出する日の前日において職務に従事している職員の配置数（人）

資 格 の 保 有 状 況	A 認定こども園の長	専任 ・ 兼任 （いずれかに○を付してください。）					
		両資格を有する者		幼稚園教諭の 免許状のみ有する者		保育士の資格 のみを有する者	
		常 勤	非常勤	常 勤	非常勤	常 勤	非常勤
	B 学級担任						
	C 3歳以上の教育及び 保育に従事する者						
	D 0～2歳児の保育の 従事者						
E その他の教育・保育の 従事者（事務員、調理員、 運転手等を除く）							

非常勤職員の常勤換算後の人数  
 非常勤職員の総勤務時間（            ）時間÷常勤職員の勤務時間＝（            ）人



12 保険の 加入状況	保険の種類	賠償責任保険・傷害保険・その他（ ）					
	保険の内容						
13 施設・設備							
室名	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室	調理室	その他	合計
室数	室	室	室	室	m <sup>2</sup>	( )	
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
運動場（屋外遊戯場）		m <sup>2</sup>					
14 乳児室の区画		専用室 ・ ほふく室と同一室					
15 消防計画		有（届け出年月日 年 月 日 ・ 未届） ・ 無					
16 避難消火訓練		実施（実施回数 回／年） ・ 未実施					
17 給食の提供							
保育を必要としない子ども （満3歳以上の子ども）		自園調理 ・ 外部搬入 日 ・ 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土					
保育を必要とする子ども （満3歳以上の子ども）		自園調理 ・ 外部搬入					
18 自己評価	実施（実施年月日 ） ・ 未実施						
19 関係者評価	実施（実施年月日 ） ・ 未実施						
20 第三者評価	実施（実施年月日 ） ・ 未実施						

注1 12 欄において、対象となる保険は、入所している子どもに関する保険に限定し、施設設備に対する火災保険等は含みません。「保険の内容」欄には、契約期間、給付対象、補償上限額等の内容について記入してください。

2 19 欄において、関係者とは、園児の保護者その他の当該認定こども園の関係者をいい、園の職員は除きます。

3 記入に当たり、この様式により難しい場合は、内容が分かる書類を添付してください。

#### 添付書類

- 1 職員の資格を証する書類
- 2 教育および保育に関する全体的な計画
- 3 年齢別年間指導計画
- 4 食育計画および保健計画・安全計画または学校安全計画
- 5 年間行事予定
- 6 入園のしおり
- 7 園のパフレット（前年度から変更があった場合のみ提出（3部））
- 8 保険会社との契約書の写し
- 9 職員研修の前年度の実績